

2024 年度税制改正大綱（2023. 12. 22 閣議決定）の概要

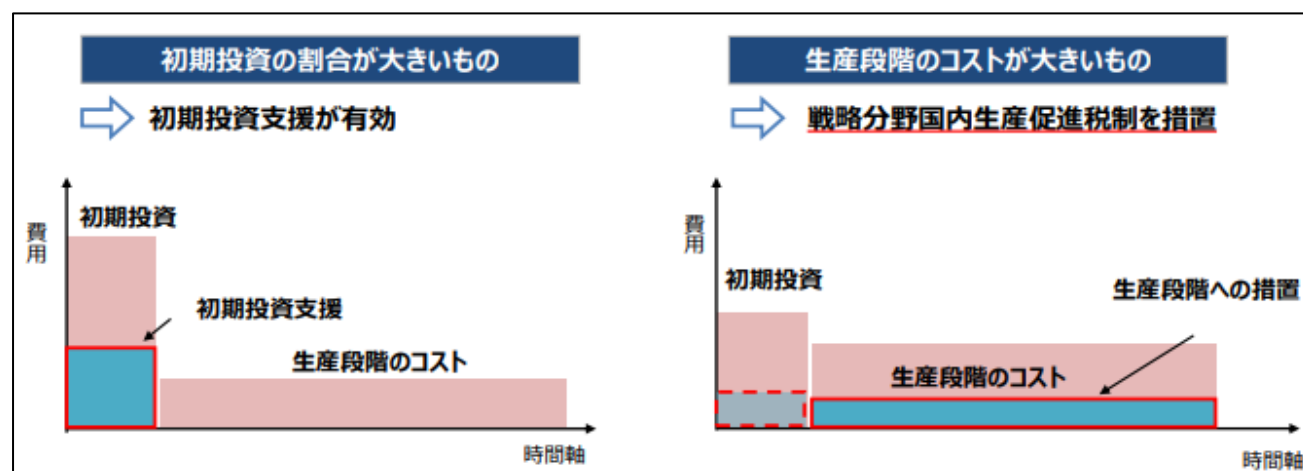
政府の「2024 年度税制改正大綱」が 2023 年 12 月 22 日に閣議決定された。このうち、（１）「国内投資の促進」を支援する税制措置、（２）賃上げ促進税制の拡充・延長、（３）中小企業・地域企業を支援する税制の整備、（４）地方拠点強化税制の拡充・延長、（５）スタートアップを支援する税制の整備、（６）防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、その概要を紹介する。

なお、税制改正大綱における改正内容は、例年 3 月までの国会審議を経て法案成立となることが通例となっている。よって、本内容については、今後の審議の過程で変更となる可能性があることに十分留意されたい。

（１）「国内投資の促進」を支援する税制措置

①戦略分野国内生産促進税制の創設

- 戦略分野のうち、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体（マイコン・アナログ）など）について、初期投資促進策だけでは国内投資の判断が容易でなく、米国も IRA 法で生産・販売段階での支援措置を開始していること等を踏まえ、我が国も産業構造等を踏まえた、**生産・販売量に応じて税額控除措置**を講ずる。



（出所）経済産業省 令和 6 年度（2024 年度）経済産業関係 税制改正について

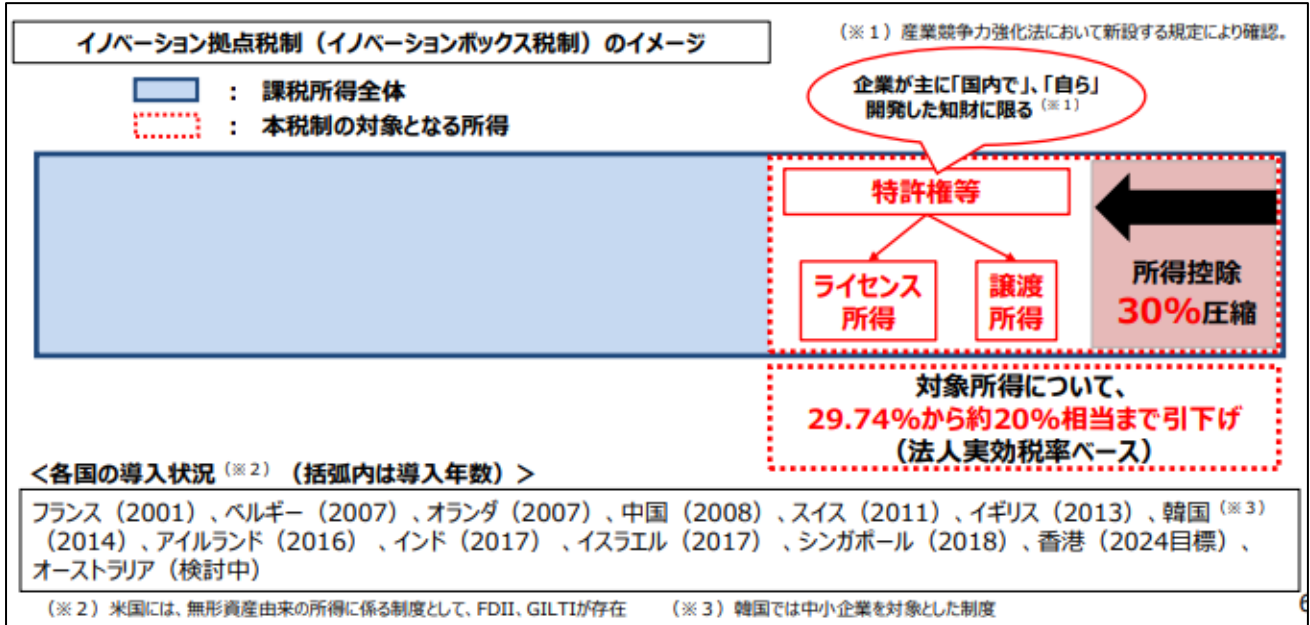
【参考】戦略分野国内生産促進税制の制度設計について

- 対象物資ごとの生産・販売量に応じた税額控除措置
 - 戦略的に取り組むべき分野として、産業競争力強化法に対象物資を法定
 - 本税制の対象分野のうち GX 分野については、GX 経済移行債による財源を活用
- 産業競争力強化法に基づく事業計画の認定から 10 年間の措置期間＋最大 4 年^{*}の繰越期間
- 法人税額の最大 40%^{*}を控除可能とする等の適切な上限設定

^{*} 半導体については繰越期間 3 年、法人税の 20%まで控除可能

②イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設

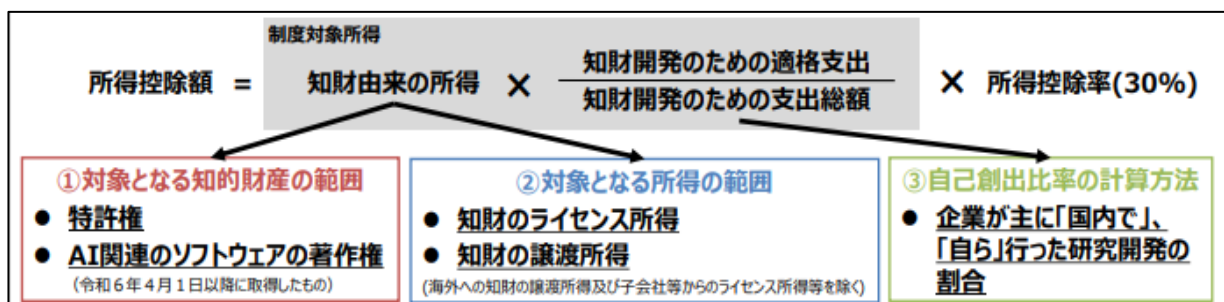
- 研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、**特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用**するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を創設する。



(出所) 経済産業省 令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について

【参考】イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の制度案

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除率算定式



(出所) 経済産業省 令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について

③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長

- 2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠。このため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、**カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対しては、その取組を強力に後押しする観点から、控除率を上げる。**
- カーボンニュートラルに向けた投資は、投資の検討から投資判断に至るまでの期間や、投資から設備の稼働まで一定の期間が必要であることを踏まえ、**適用期間を長期化**。なお、対象資産から、需要開拓商品生産設備を除外する。

改正概要		【適用期間】令和10年度末まで (認定期間：2年以内+設備導入期間：認定日から3年以内)			
生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入					
対象	(1) 対象				
	事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備				
	※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）。				
	ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。				
	※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が1%以上向上するもの				
(2) 措置内容					
	現行		見直し・拡充		
企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置
-	-	-	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
なし	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%
			中小企業	10%	
	7%	税額控除5% 又は特別償却50%	大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%
※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。					

(出所) 経済産業省 令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について

(2) 賃上げ促進税制の拡充・延長

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。
- 具体的には、
 - ①大企業向けについては、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、**現在の賃上げ率の要件を維持しつつ、更に高い賃上げ率の要件を創設**するとともに、
 - ②中小企業向けについては、**前例のない長期となる5年間の税額控除の繰越措置を創設**することにより、赤字等の厳しい状況でも賃上げを行う中小企業を後押しする。また、
 - ③地域において賃上げと経済の好循環の担い手として期待される**中堅企業向けの新たな枠を創設**する。さらに、雇用の「質」も上げる形での賃上げが促されるよう、
 - ④**教育訓練費を増やす企業への上乘せ措置の要件を緩和**するとともに、
 - ⑤**子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乘せ措置を創設**する。その上で、
 - ⑥**租特の適用期間を3年間**とする。

改正後【措置期間：3年間】							改正前【措置期間：2年間】						
大企業 第1	継続雇用者 ^{※4} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ^{※6}	教育 訓練費 ^{※7} (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	←	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	ブラチナくるみ or ブラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%		+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
	+4%	15%							+	+			
	+5%	20%							-	-			
+7%	25%	-						-					
中堅企業 第2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	←	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	ブラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%	+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%	
	+4%	25%						+	+				
		-						-					
中小企業 第3	全雇用者 ^{※5} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	←	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%	+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%	
	+2.5%	30%						+	+				
		-						-					

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**^{※8}。

(出所) 経済産業省 令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について

(3) 中小企業・地域企業を支援する税制の整備

- ・ 中小企業・地域企業を支援する税制の主な改正内容は以下の通り。

制度名	改正	主な制度内容 (赤字は主な改正内容)
地域未来投資促進税制	拡充	地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却又は税額控除を受けることができる制度。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6%の税額控除率を講じる中堅企業枠を創設
中小企業事業再編投資損失準備金	拡充 延長	一定の要件を満たした事業者が株式取得によってM&Aを実施する場合に、株式等の取得価額として計上する一定の割合の金額を準備金として積み立てたときの最大7割までを同事業年度に損金算入することができる制度。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 積立率の上限拡大 (2回目 90%・3回目以降 100%) ・ 据置期間を5年間から10年間に長期化 ・ 租特の適用期間を3年延長
法人版・個人版事業承継税制	延長	事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例承継計画の提出期限を2年延長
中小法人の交際費課税の特例	拡充 延長	租税特別措置法上、交際費等は損金不算入が原則であるが、定額控除限度額(800万円)までの全額を損金算入可能とする特例措置。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交際費等から除外される飲食費に係る基準の引上げ (一人当たり5,000円以下から10,000円以下へ) ・ 特例措置期間を3年延長
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置	延長	中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置期間を2年延長

(4) 地方拠点強化税制の拡充・延長

- 地方と東京圏との転入・転出均衡に向け、**適用期限を2年間延長**（令和8年3月31日まで）するとともに、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出にむけ、制度の対象となる**事業部門の追加や子育て施設の対象への追加**等を実現。

<拡充内容>

○税制の対象に、インサイドセールス（電話やオンラインツールを活用した事業所内での営業）や企業の管理業務（調査企画、経理等）受託事業等を実施する事務所[※]を追加。

※現行制度の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの。

○業務施設に加え、保育施設等の育児関連施設を税制の対象に追加。

○移転型の転勤者要件（雇用増の過半数を東京23区からの転勤者とする[※]）を、現行は事業開始年度について求めているところ、事業供用開始日から1年間に変更。

※加えて、計画期間を通じ、雇用増の1/4を東京23区からの転勤者とする必要がある。

○施設を新設する場合の雇用促進税制の対象期間について、現行は認定年度から3年間であるところ、事業供用開始年度から3年間に変更。

<p>移転型 地方移転の促進 東京23区</p>	<p>東京23区からの 特定業務施設（事務所・研究所・ 研修所）等の移転</p> <p>※ 首都圏の一部は対象外</p>	<p>or</p>	<p>拡充型 地方⇄地方への移転 地方拠点の整備</p>	<p>地方における 特定業務施設（事務所・研究所・ 研修所）等の拡充</p> <p>※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外</p>
<p>措置内容</p> <p>オフィス減税： 建物等の取得価額に対して税額控除等</p> <p><small>※①適用対象資産の取得価格合計額が大企業3,500万円以上、中小企業1,000万円以上である必要あり。 ②適用対象資産の取得価格合計額のうち本税制措置の対象となる金額は80億円が限度。</small></p>		<p>and/or</p>		<p>税額控除 7%（移転型） / 4%（拡充型）</p> <p>or</p> <p>特別償却 25%（移転型） / 15%（拡充型）</p>
<p>雇用促進税制： 増加した従業員に対して税額控除</p> <p><small>※税額控除の対象となるのは、正規雇用の労働者。</small></p>		<p>and/or</p>		<p>税額控除 最大 90万円（移転型） / 最大 30万円（拡充型） (1人当たり) (3年間で最大170万円)</p>

(出所) 内閣府 令和6年度税制改正要望結果

(5) スタートアップを支援する税制の整備

- ・ スタートアップを支援する税制の主な改正内容は以下の通り。

制度名	改正	主な制度内容 (赤字は主な改正内容)
ストックオプション税制	拡充	<p>税制適格ストックオプションは、権利行使時の取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式保管委託要件：新たな株式管理スキームを創設し、発行会社による株式の管理も可能とする ・ 権利行使価格の限度額： 設立5年未満の会社が付与したものは2,400万円/年 設立5年以上20年未満の会社[*]が付与したものは3,600万円/年（※非上場又は上場後5年未満の上場企業） ・ 社外高度人材：非上場企業の役員経験者等を追加し、国家資格保有者等に求めていた3年以上の実務経験の要件を撤廃するなど、対象を拡大する
エンジェル税制	拡充	<p>個人投資家が投資時点、株式売却時点のそれぞれの時点において、税制上の優遇措置を受けることができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権の取得金額も税制の対象である株式の取得金額に算入可能とするほか、信託を通じたスタートアップ投資を対象化する
オープンイノベーション促進税制	延長	<p>国内の対象法人等がオープンイノベーションを目的としてスタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除できる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用期限を2年延長
パーシャルスピノフ税制	延長 拡充	<p>元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフについて、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益や配当に対する課税を対象外とする特例措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用期間を4年延長 ・ 事業再編計画の認定要件の見直し ・ 認定を行った事業再編計画の公表時期の見直し
第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税	見直し	<p>内国法人が有する暗号資産については、税務上、期末に時価評価し、評価損益は課税の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産について、譲渡制限等の一定の要件を満たすものは、期末時価評価課税の対象外とする

(6) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

- ・ 2024 年度税制改正大綱に、以下の記載がなされた。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和 5 年度税制改正大綱に則って取り組む。なお、たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばことの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3 円／1 本相当の財源を確保することとする。

あわせて、令和 5 年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和 6 年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。

(出所) 令和 6 年度税制改正の大綱

以 上